

(別紙)

「京丹後市安全で安心なまちづくり条例」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
第6条(通学路等における安全の確保)について	「市を管轄する警察署長は、(中略)必要な措置を講じるよう努めるものとする。」とあります。警察署長は京都府警察本部長の指揮下にあるのではないのでしょうか。市の条例により、警察署長の措置義務を課す内容を規定することは、市と警察署の関係から妥当なのでしょうか。	ご指摘の方向で検討いたします。